

七生養護学校「こころとからだの学習裁判」控訴審判決についての声明

2011年9月27日
障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会

9月16日東京高等裁判所民事第二部（大橋寛明裁判長）において、七生養護学校「こころとからだの学習裁判」の控訴審判決が行われ、七生養護学校の教育に介入した都議の行為とこれを黙認し、嚴重注意処分を發した都教委の行為を違法として損害賠償を命じた原審を維持する判決を言い渡しました。

判決は、学習指導要領の法的拘束力について「一言一句拘束力すなわち法的拘束力を有することは困難」であり、「教育を実践する者の広い裁量」の教育における重要性を強調しました。その上で教育委員会の権限についても「教員の創意工夫の余地を奪うような細目にまでわたる指示命令等を行うことまでは許されない」とし、「本件性教育は学習指導要領に違反しているとはいえない」と明確に判断を示しました。

今回の判決は、都議や都教委の教育内容への介入や不当な処分に対して再び厳しく断罪するものであり、教育の自由を願う多くの都民や特別支援学校の保護者や教職員を大きく励ますものです。

障都連は、2003年に起きた七生養護学校の教育内容に対する都教委や都議の不当な介入や支配に対して、障害のある子どもの人権を侵害するものであり、学校の民主主義と教育の自由を壊すものとして厳しく批判してきました。

都教委は、この判決を真摯に受け止め、直ちに教育への不当な介入を止め、判決にあるように学校現場の「広い裁量」を尊重するとともに、本来あるべき行政の役割に立ち戻り、人権侵害ともいえる教育条件の改善に全力をあげることを強く求めるものです。

障都連は、「こころとからだの学習裁判」を闘ってきた原告団や弁護団、支援する人たちとの共同を広げ、障害者権利条約に基づく障害者の権利の確立をめざし、東京の障害児教育に人権尊重、教育の自由と学校の民主主義を取り戻すために、ともに奮闘する決意を表明するものです。